

令和5年(行ウ)第2号

原告 山田一俊ほか

被告 国

## 第2準備書面

2024年(令和6年)5月13日

長崎地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

龍田 紘一郎

原告訴訟代理人弁護士

三宅 敬英



|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1 原告適格に関する主張について ..... | 1  |
| 第2 原告適格に関する原告の主張 .....  | 7  |
| 第3 施設の安全性について .....     | 15 |
| 第4 求釈明事項 .....          | 22 |

### 第1 原告適格に関する主張について

1 被告は、「感染症法56条の24が委任する厚生労働省令である感染症法施行規則31条の27第3号が再委任する建設省告示第2379号(国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準)に該当していないとの主張は、本件各指定処分の適法性に係る主張であり、原告適格に係る主張としては理由がない」と主張する。

(1) しかし、第3で述べるとおり、いわゆるもんじゅ最高裁判決は「同法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなる」と指摘している。

感染症法56条は、BSL4施設における基準を定めている。そして、これらの基準を満たしているか否かの審査に過誤、欠落があり、BSL4施設において事故が生じ

た場合には、近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなる。

したがって、感染症法56条の24が委任する厚生労働省令である感染症法施行規則 31条の27第3号が再委任する建設省告示第2379号については、施設の安全性に関わるものであり、原告適格においてもっとも重視すべ規範である。

(2) そもそも、執行不停止の原則があり、違法であるか否かを問わず、いったん指定処分がなされたとしたら、直ちにその事業が動き始めてしまう。すると、仮に後日の処分無効や処分取消等の事後訴訟によって差止が確定するとしても、違法状態のまま相当長期間にわたり係争が継続することになる。その間、原告らは地震への無防備状態に置かれ、生命・身体・財産が危険に曝されることとなる。

(3) 那覇地裁平成21年1月20日判決(判例タイムズ1337号131頁)では、マンションの建築確認の差止を求めた周辺住民に対し原告適格を認めている。判例タイムズの解説では「判例は、がけ崩れ等によって生命・身体等に直接被害を受けるおそれのある範囲の地域に居住する者は、原告適格を有すると解している(最三小判昭55. 7. 15裁判集民130号253頁, 判タ426号102頁, 最三小判平9. 1. 28民集51巻1号250頁, 判タ931号117頁など参照)。また、良好な景観の恵沢を受ける利益は法律上保護に値すると解せられているので(最一小判平18. 3. 30民集60巻3号948頁, 判タ1209号87頁), その利益を違法に侵害されるおそれのある者は、原告適格を有するものと解される(最三小判平4. 9. 22民集46巻6号571頁, 判タ801号83頁参照)。本判決は、上記判例の趣旨に則り、Xらについて、本件差止めを求めるにつき法律上の利益を有する者に該当すると判断したものである」と指摘されている。

本件における原告は、生命・身体等に直接被害を受けるおそれのある範囲の地域に居住する者である点で共通することを考えても、本件では原告適格が認められる。

2 被告は、「原告らの主張は、単に本件各指定処分と関連性があると思われる規定を列挙するのみで、本件施設において取り扱われる可能性のある特定一種病原体等

の具体的危険性などを明らかにしているとはいえない。」と主張する。

(1) 被告の上記主張は、申請行為がある処分を前提としており、申請行為が前提には存在しない本件には直ちに該当しない。

(2) 上記の点を措いたとしても、危険性は十分に指摘している点は次項で述べる。

3 被告は、「他方で……ウイルスは、生きた細胞の中でしか増殖できず、熱、pH、紫外線等に弱いという特性を有しているため……放射性物質やその他の化学物質とは異なり、環境中に残留や蓄積することはない。このように、本件施設において事故が発生した場合であっても、施設の周辺住民……深刻な被害を受ける恐れは低く、原子炉施設におけるものとは全く異なっている。」と主張する。

(1) しかし、被告の『本件施設において事故が発生した場合であっても、施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、深刻な被害を受ける恐れは低く、原子炉施設におけるものとは全く異なっている』(p5)との主張は恐るべき矛盾をはらんでいる。

ア すなわち、『感染症法書籍』が記すように、『ひとたび感染すれば、国民の生命及び身体に回復しがたいきわめて重大な危害を及ぼす恐れがある』のが一種病原体等である(甲111p255)。

イ その一種病原体等の研究に対する感染症法の基本的な理念は『一種病原体等の研究は国レベルの研究さえ容易に肯定され得ない性格を有することから、その所持を原則禁止としている』というものである旨を被告は第1準備書面で述べ立てた。

ウ 換言すれば『一種病原体等の研究はたとえ国が指定したBSL4施設で行っても、国民の生命、身体に回復しがたいきわめて重大な危害を及ぼす恐れが完全には消滅しない』ということであり、いかなる安全システムを構築してもどんな想定外の非常事態が発生するか予測不能である、という思想がもたらすものである。

エ このような主張と、今回の『本件施設において事故が発生した場合であっても、施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、深刻な被害を受ける恐れは低く、原子炉施設におけるものとは全く異なっている』(p5)との被告の主張とは整合していない。「恐れは低い」という程度で原告らの生命、身体の危険はない、とい

う主張は感染症法の思想と全く相容れないものである。

(2) 具体的な危険性については、第4において後述する。

4 被告は、(2)小括 p5において、WHO 指針は関係法令には当たらないから原告適格の主張には理由がない』と主張する。

(1)そもそも、被告自身が自らの主張の根拠として、WHO指針を引用していること(乙2)と矛盾する。

(2)また、「処分根拠法令の制度趣旨(ミクロ制度趣旨)が重要である。ミクロ制度趣旨は、立法当時の歴史的な立法者意思を基礎として諸般の事情を総合考慮して確定すべきことになる」と指摘されている(甲123)。

感染症法書籍3頁では「世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない」との警告を発している。この背景には、1970年以降、少なくとも30以上のこれまで知られなかった感染症(新興感染症)が出現し、また、近い将来克服されると考えてきた結核、マラリア等の感染症(再興感染症)が人類に再び脅威を与えてきている」で始まっている。そして、それらの状況を踏まえ、「すでに旧伝染病予防法に基づく法定伝染病としての対応が不要となっている感染症が法律に位置づけられている一方で、今日、感染の危険が世界的に問題視されているウイルス性出血等への十分な対応が図られていない」という状況が指摘され、「最新の科学的知見に基づき、各感染症の感染力、感染した場合の重篤性、予防方法や治療方法の有効性等の再評価を行い」としている(甲124 感染症法書籍4頁)。

したがって、立法者の意思としても、WHOを前提としている。

(3) 被告(首相官邸ホームページ)では「BSL4 施設においては、WHO 指針及び主要国の規則等を参考にしながら、感染症法等に基づき、万全の安全対策を講じることが必要である。」と明言している(甲125)。そのような指摘をしておきながら、WHO指針には法源性がなく、WHO指針に従わなくてよいかのような主張は、禁反言法理に背くものである。

(4) 被告(長崎大学を引用した文部科学省ホームページ)でも、「世界保健機関

(WHO)、米国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド、ドイツがそれぞれ示している高度安全実験施設に関するガイドライン等について、関係する項目を確認し、日本の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)等と合わせて整理を行った。」

#### 「1 通常運転時のリスクシナリオに基づくリスクの明確化

- ①施設の仕様案に基づき、BSL4施設を実際に利用する際の作業動線を検討し、各作業で想定される事態のシナリオ(リスクシナリオ)を策定。
- ②リスクシナリオについては、原因事象を誘発する潜在要因、リスクを発生させるきっかけ(原因事象)及びその結果もたらされる結果事象(リスク事象)から構成。
- ③上述のシナリオ作成には、海外のBSL4施設で発生した事故等の事例も活用。

#### 2 リスクの明確化で判明したリスクへの対応

施設設備の設計に反映させつつ、それぞれのリスクへの対応策を検討」

と明示している。(甲126)

- (5) BSL4施設が地域社会や地域住民等の安全を脅かす可能性があることについて、WHO は種々の具体的な事例を用いて繰り返し警告している。このことについては被告も異論がないようである。これらWHO文書における警告は、本件BSL4施設にも当てはまり、地域住民にとって、これらは致死的な病原体に感染する現実的な危険性の存在を伝えるものである。原告の当該主張は、このような危険性は原告らの法律的利益を損なうため、原告適格であるという趣旨である。

被告の『WHO 指針は関係法令には当たらないことは明らかであり、この点に係る原告の主張には理由がない(p6の1行目)』という主張は WHO 指針と感染症法との深い理念的結びつきを不当に無視している。すなわち、感染症法はすべての国民を感染症から護るために制定されており、あらゆる危険性の芽を最小化するように現時点で最善の知恵と対策が込められている。そしてそのためには国際的な最先端の理念の導入とともに国際的連携に基づいた情報収集がきわめて重要である。WHOの指針はこのような観点から、感染症法施行の際にも切り離して考えることはできない。

(6) 実際、感染症法書籍における下記の記述と内容は、いずれも感染症法の拠って立つ思想的基盤はWHOのようなグローバルな機関の思想や情報にあり、感染症法の諸規定もそれらと整合を図っていることを裏付けている。

ア 書籍の第一章「感染症法の制定経緯」は「現在における感染症の脅威」は『世界保健機関(WHO)は「我々は今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発している。』というWHOの警告からスタートしている(甲124p3)。

イ 我が国における SARS に対する医療体制は WHO が緊急情報を発したことを契機としている(乙1p10)。

ウ 感染症法第2条(基本理念)では「国及び地方公共団体が講ずる施策は…中略…国際的動向を踏まえつつ…中略…総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」と謳っており、WHO 指針の内容も踏まえることは感染症法が要請することである(p37)。

その他、一々記さないが、WHOを引用した各規定が存在する。

5 被告は、「特定一種病原体等の具体的危険性などを明らかにしているとは言えない」などと主張する。

(1) しかし、具体的危険性については、これまで指摘したとおりである。

(2) 感染症法第1条のまん延防止、第10条の予防計画、汚染疑いのネズミや昆虫の駆除等々をみれば、危険にさらされる危険性を前提としていることは明らかである。

(3) 感染症法第27条～32条では、病原体に汚染された場所、動物、建物、物品、水、などの消毒その他の義務を課している。これらは、まず、病原体は簡単には死なない、ということの裏返しである。

6 被告は、「本件各指定処分がされるには…中略…同書類が提出されたという事実はない」「蓋然性が認められず」などと主張する。

(1) しかし、申請を前提としない処分であるから、長崎大学からの書類の提出は必須ではなく、事務的プロセスの一過程に過ぎない。

(2) 手続きも法定されていないのであるから、被告次第でどのようにでもなる。申請を前提とせず被告が決定するにもかかわらず、「まだ長崎大学から書類の提出を受けていない」などという被告の内部行為を問題にされても、他者からは判然としないのであるから、原告適格や処分を妨げる何らの事実にはならないものである。

7 被告は、「指定処分後にも取消訴訟を提起するとともに執行停止を申し立て、…重大な損害を生ずる恐れがあると認めることはできない」と主張する。

(1) 告示基準に該当しないことは明らかなので、現状のままで指定処分は違法状態の受忍を強要されることになる。違法状態でも処分は有効のままなので、仮に数年後に取消が認められたとしてもその間は違法状態が継続している。

(2) 上記を本件訴訟に即して言えば、告示基準に該当しないBSL4施設の建物は地震に対して安全性が確保されていない。仮に数年後違法状態が解消されとしても、この間、原告らは地震の被害を受けた建物から漏れ出した一種病原体等に生命・身体の回復しがたい重篤な被害を受ける可能性がある。

(3) 被告は取消訴訟の提起と共に執行停止を申し立てる機会があるため、実質的な損害は生じないと主張する。しかし、「実質的な損害が生じない」という事実はない。実際、取消訴訟と同時に執行停止を申立てたとしても、判断までに長期間を要し、危険な状態が長期間にわたる不利益を原告らに強い続ける結果となるからである。

## 第2 原告適格に関する原告の主張

### 1 原告適格に関する要件

(1) 原告適格について、被告が準備書面でも引用するとおり、行訴法9条2項は、①法令の規定の文言、趣旨及び目的、②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質、③違法処分による被侵害利益の内容、性質、侵害態様及び程度の勘案、④根拠法令と目的と共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的も参酌することが定められている。

(2) 上記の各要件のうち、重要である①法令の規定の文言、趣旨及び目的、②当該

処分において考慮されるべき利益の内容及び性質について改めて主張する。

## 2 ①法令の規定の文言、趣旨及び目的について

- (1)「処分根拠法令の制度趣旨(ミクロ制度趣旨)が重要である。ミクロ制度趣旨は、立法当時の歴史的な立法者意思を基礎として諸般の事情を総合考慮して確定すべきことになる」と指摘されている。
- (2) 感染症法56条の3は一種病原体等について一律に禁止し、極めて限定された例外に限定して所持施設や所持者として指定するように定めている。一種の厳しさについては、二種から四種と比較すれば一目瞭然である。

### 一種病原体等と二種～四種病原体等の施設基準等における主な違い

|            | 一種                 | 二種～四種       |
|------------|--------------------|-------------|
| 耐震構造       | ○                  | —           |
| 地崩れ、浸水     | ○                  | ○           |
| 非常用予備電源設備  | ○                  | —           |
| 管理区域の監視室   | ○                  | —           |
| シャワー室      | ○                  | —           |
| 安全キャビネット   | クラスⅢ以上 ※           | クラスⅡ以上      |
| 給気設備(HEPA) | ○                  | —           |
| 排気設備       | ○(二以上のHEPA)        | ○(一以上のHEPA) |
| 予備の排気設備    | ○                  | —           |
| 排水設備       | 高圧蒸気滅菌装置<br>及び薬液装置 | ○又は—        |

※ 陽圧服着用の場合は、クラスⅡB以上の安全キャビネット

3

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai\\_kansen/kento\\_iinkai/dail/siryoul\\_4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/kento_iinkai/dail/siryoul_4.pdf)より引用

ア 上記について、立法者が記した感染症法書籍(甲111p255)では、「エボラウイルス、痘そうウイルスなど一種病原体等については、その引き起こす感染症(疾病)が、人から人に感染する疾病で短時間に爆発的に流行するおそれがあり、か

つ、当該感染症にかかった場合の病状の程度についても重篤で対症療法が中心であり、ひとたび感染すれば、国民の生命及び身体に回復しがたい極めて重大な危害を及ぼすおそれがある。

国際的にも、生物テロに使用される危険性が強く指摘されており、公衆衛生の確保、向上には、生物テロや事故等による感染の発生・拡大を想定した対応が求められるが、他の化学物質、放射性物質とは異なり、入手、携帯、輸送、製造(培養)が安価で容易であり、局地的な被害にとどまらず、感染の急激な拡大や全国的な流行により多数の死者を生じることから、未然の防止が特に必要である。また、一種病原体等は、現在国内において研究等の目的で保有されているものではなく、国際的にも天然痘のように各国挙げて撲滅したものでその危険性にかんがみ非保有が勧告されているレベルのものも含まれている。我が国においても、国(国立感染症研究所)が研究等をすべきか否かが大きな政策的議論、国民の関心となっているところであり、近隣国で感染症が発生し、ワクチンの開発が緊急課題になるなどの極めて特殊な事情の下でしか、国レベルの研究さえ容易に肯定され得ない性格を有することから、許可制度により一般の研究を認めるべきものではない。このような理由から、国民の生命の身体を保護し、公衆衛生を確保する上で、一種病原体等は、原則として、危険性が高い性質のものとして、所持、輸入、譲渡し及び譲受けを厳しく禁止されている(第五十六条の三から第五十六条の五まで)。と指摘している。

イ 特定一種病原体等所持者は、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって特定一種病原体等の種類ごとに当該一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定する者であり、国又は政令で定める法人について、厚生労働大臣が広範な専門的技術的裁量に基づき指定することとなる(第二項)。これは、近隣国で感染症が発生するなど一種病原体等の所持、輸入、譲渡し及び譲受けを行う場合を検討するに当たっては、性質、危険性にかんがみ、

い 一種病原体等を巡る国際情勢、犯罪情勢、感染症の圏内の情勢等を勘案し、国の安全、治安の維持、テロ対策の観点も参酌して、国が政策的に使用等の要否、適否を判断する必要があること

ろ 一種病原体等の所持を認めるに当たっては、一律の基準を設けることは馴染まず、当該患者の発生時、生物テロ対策等のための研究のための使用等の必要性、緊急性、公益性と一種病原体等の危険性を比較考量して、特段の積極的理由が認められる場合に限られるべきであること、

等の理由から、行為者側の申請に基づき一定の許可要件を満たした場合にはその行為を許容することとする許可制度には馴染まず、政策的に国内での試験研究等を認めると判断される場合に、政令で指定した種類の一種病原体等のみを国又は政令で定める法人に限って、禁止を解除する警察規制としての指定制度とすることが適当であるとの趣旨である。」と指摘している。

(3) 上記の解説から、下記の事実が明らかになる。

- ① 「一種病原体等については、その引き起こす感染症(疾病)が、人から人に感染する疾病で短時間に爆発的に流行するおそれがあり、かつ、当該感染症にかかった場合の病状の程度についても重篤で対症療法が中心であり、ひとたび感染すれば、国民の生命及び身体に回復しがたい極めて重大な危害を及ぼすおそれがある」との記載により、一種病原体等による極めて重大な危害を懸念していること
- ② 「他の化学物質、放射性物質とは異なり、入手、携帯、輸送、製造(培養)が安価で容易であり、局地的な被害にとどまらず、感染の急激な拡大や全国的な流行により多数の死者を生じることから、未然の防止が特に必要である。」との記載から、多数の死者が生じることを想定し、未然の防止を特に強調していること
- ③ 「我が国においても、国(国立感染症研究所)が研究等をすべきか否かが大きな政策的議論、国民の関心となっているところであり、近隣国で感染症が発生し、ワクチンの開発が緊急課題になるなどの極めて特殊な事情の下でしか、国レベルの研究さえ容易に肯定され得ない性格を有する」との指摘からも、危険性は明らかであること
- ④ 上記を踏まえた上で、「国民の生命の身体を保護し、公衆衛生を確保する上で、一種病原体等は、原則として、危険性が高い性質のものとして、所持、輸入、譲渡し及び譲受けを厳しく禁止されている」と指摘していること
- ⑤ 一種病原体等の所持を認めるに当たっては、一律の基準を設けることは馴染ま

ず、当該患者の発生時、生物テロ対策等のための研究のための使用等の必要性、緊急性、公益性と一種病原体等の危険性を比較考量して、特段の積極的理由が認められる場合に限られるべきであるとの基準が示されていること

⑥ 政令で指定した種類の一種病原体等のみを国又は政令で定める法人に限って、禁止を解除する警察規制としての指定制度と明示されており、第三者の観点からの判断にもなじむこと

(4) 上記で述べたとおり、立法者としては、一種病原体等が多数の死者をもたらすという極めて重大な危険を憂慮し、極めて限定していることが分かる。

### 3 ②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質

(1) 「上記1のミクロ制度趣旨(あるべき制度趣旨)について、仮に、処分が違法であった場合、重大な利益侵害が発生することが想定されたとすれば、そのような事態を立法者が考慮に入れなかったわけがないと考えて、重大な利益侵害を発生させる、生命身体(健康)の安全を根拠法令が保護していると解釈することは可能である(逆流解釈とも呼ばれる)。」「(甲123)と指摘されている。

(2) 最判平成4年9月22日民集46・6・571(いわゆるもんじゅ最高裁判決)は、「規制法は、原子力基本法の問題にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うことなどを目的として制定されたものである(一条)。規制法二三条一項に基づく原子炉の設置の許可申請は、同項各号所定の原子炉の区分に応じ、主務大臣に対して行われるが、主務大臣は、右許可申請が同法二四条一項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならず、また、右許可をする場合においては、あらかじめ、同項一号、二号及び三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び四号に規定する基準の適用については、核燃料物質及び原子炉に関する安全の確保のための規制等を所管事項とする原子

力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとされている(二四条)。同法二四条一項各号所定の許可基準のうち、三号(技術的能力に係る部分に限る。)は、当該申請者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足る技術的能力を有するか否かにつき、また、四号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。)、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右の三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び四号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。そして、同法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の三号(技術的能力に係る部

分に限る。)及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

以上説示した見地に立って本件をみるに、上告人らは本件原子炉から約二九キロメートルないし約五八キロメートルの範囲内の地域に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり(規制法二三条一項四号、同法施行令六条の二第一項一号、動力炉・核燃料開発事業団法二条一項参照)、その電気出力は二八万キロワットであって、炉心の燃料としてはウランとプルトニウムの混合酸化物が用いられ、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることが記録上明らかであって、かかる事実<sup>1</sup>に照らすと、上告人らは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるから、本件設置許可処分の無効確認を求める本訴請求において、行政事件訴訟法三六条所定の「法律上の利益を有する者」に該当するものと認めるのが相当である。」と指摘している。

- (3) 上記についての調査官解説では、「当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置と

の距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものであるとの判断基準を示した上で、本件の第130号事件のXらは本件原子炉から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることなどの事実<sup>1</sup>に照らし、Xらは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであり、本件無効確認訴訟において、行訴法36条所定の「法律上の利益を有する者」に該当すると判示した。」と指摘している。

- (4) 上記もんじゅ最高裁判決では、①原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、審査基準を定めたこと、②安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解されること、③環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体<sup>2</sup>の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。と指摘している。
- (5) ①安全性に支障が生じた場合の危険については上記のとおりのほか、次項で論ずるとおりである。
- (6) ②安全のための施設に関する規定は、感染症法56条の24が委任する厚生労働省令である感染症法施行規則 31条の27第3号が再委任する建設省告示第

2379号(国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準)で詳細に規定されている。ところが、甲60を見ると、この基準を満たしていない疑いが強いことは、第1準備書面14頁で主張したとおりである。

#### 4 本件における原告適格

- (1) BSL4施設から、長崎市上野町原告山田の住所まで528m、長崎市橋口町の原告池田の住所まで直線距離で665mである(甲127)。
- (2) BSL4施設による漏出等の影響を直ちに受ける距離にあるから、いずれも原告適格は認められる。

### 第3 施設の安全性について

木須長崎大学名誉教授の意見書に基づき、下記の通り主張をする。

#### 1 BSL4施設で取り扱われるウイルスの脅威

- (1) 特定一種病原体等とそれが引き起こす一類感染症については、感染症法第6条に詳しい規定があるとおりであるほか、2014年を含めたびたび大流行したエボラ出血熱の脅威に裏付けられる。
- (2) 上記において重要なのは、ウイルスの変異に伴う脅威である。その脅威の本質は、変異ウイルスの特性(危険性)が未知なことにある。

#### 2 感染症法の理念と規定に顕れている一種病原体等の特別な危険性

- (1) 感染症法は、ひとたび感染すれば生命・身体に回復しがたい極めて重大な危害を及ぼす恐れがあるという一種病原体等の特別な危険性に鑑み、一種病原体等の所持を原則禁止としている。そして、国が一種病原体等の研究の必要性、緊急性、公益性を比較較量した上で、所持の安全性及び公益性が認められると判断した法人にのみ取り扱わせることとしている【資料1の274-279頁】。
- (2) 上記のような危険性を考慮すれば、BSL4施設を設置される周辺住民の不安はもっともである。
- (3) 一種病原体等の原則所持禁止の規定といった基本理念から考えれば、住宅

地に近接した場所で一種病原体等の研究を行い、近隣住民の生命を危険に曝すことは、理念とは真っ向から対立するものである。

### 3 環境中のウイルスの危険性

(1) ウイルスは環境中ですぐに死ぬかのような説明(被告第2準備書面5頁)が明確に誤りであることは、下記に裏付けられる。

ア エボラウイルス病は一類感染症である。『1～10個のエアロゾル化した感染性ウイルスが存在すればヒトにおける感染を起こすのに十分』である【資料4の2頁】。

イ 厚生省・予防衛生研究所の赤尾氏は、ウイルスは『低温、乾燥に対して抵抗力が強い』『中性から弱アルカリ溶液中では安定』『蛋白濃度の高い溶液中では安定』と指摘している【資料5の1頁】。そもそも環境中には膨大な数の細菌やウイルス等の微生物を始め、小動物や昆虫、死骸や糞、その他の排泄物など無数の生きた細胞や有機物が存在しており、ウイルスが活動している期間に小動物や昆虫、コウモリなどによって増殖の機会を得ることで、人間に感染する可能性は否定できない。

ウ だからこそ、感染症法第27条では、感染症の患者がいた場所や死体があった場所を消毒するよう定めているほか、同法第28条では、ウイルスに汚染された疑いのあるねずみ族や昆虫類を駆除するよう定めている。29条はウイルスに汚染された疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、移動の制限や禁止の上、消毒など必要な措置をとるよう定めているし、30条はウイルスに汚染された疑いのある死体の移動制限や禁止に関することが定められている。

エ 『ウイルスは、室温で液体または乾燥した材料の中で数日間生き残る可能性があります。』『マールブルグウイルスは初期のウイルス濃度に応じて、乾燥血液中で4～5日間感染性を維持することを発見しました。』と米国国立衛生研究所のマイクブレイの論文【資料6の57頁】では指摘されている。

オ エボラウイルスの感染持続能力について、『液体又は乾燥有機物の中でも、室温では相当の日数、生存及び感染力の維持が可能である』『汚染から6日後の室内環境からエボラウイルスが改修された』と指摘されている【資料4の1頁】。

(2) 施設外へ漏れ出たウイルスが死滅せず地域に棲みつくようになるともはや撲滅

は不可能であり、ウイルスが地域に棲みつく可能性がある。

施設外で生き延びたウイルスは食物連鎖によって最終的にコウモリに到達することが想定される【甲97の3頁】。いったん到達すると撲滅は不可能であり、コウモリが宿主となって、施設周辺地域の風土病となってしまう恐れを生じさせる【資料8の2項】。

- (3) 施設外へ漏れ出たウイルスの空気感染性は、オンオフのデジタル的性質ではなく、強い・弱いといったアナログ的なものである。このため、環境条件、変異などによって強まったり弱まったりする性質を有する。仮に空気感染性が強くなったウイルスが環境中でもなかなか死なないことになれば、その脅威は計り知れないものとなる。
- (4) ウイルスは地表に届く紫外線ではすぐに死ぬわけではない。『有機物に取り込まれたエボラウイルスはUV照射下で生存可能であること』【資料4の7頁】と指摘されている。また、地表の紫外線の強度では感染力が1/100になるには、 $10分 \times 17.7倍 = 177分$  (約3時間) を要する【資料12A】。

#### 4 実験室内感染の可能性と危険性

- (1) 1967年、ドイツのマールブルクで実験施設の職員31人がマールブルグウイルス感染による発熱、下痢、嘔吐及び多様な臓器からの大量出血を発症し、最終的に職員7例がこの感染症のために死亡したのを始めとして、イギリス、スイス、アメリカ、ロシアで死亡事故が発生している【資料4の7頁】。実験室での感染事故は頻繁に起こっている。
- (2) 実験室内の感染事故の場合、実験者本人も気付かないで感染するケースは社会に感染症が拡散する可能性を飛躍的に高める。通常、二人一組で実験を行うことになっているが、これで完全に防ぐことはできない。

たとえば、『治療に当たる医師らは全身を覆う防護服やマスク、手袋、長靴を着用し注意を払っていた』医師のエボラ感染・死亡が伝えられている【甲29】。
- (3) 実験者本人も気が付かないで感染した場合、症状が出るまでの潜伏期間中に、

同居家族、同僚や学生、公共交通機関内やその他公共の場での他人との接触により広がっていく。

- (4) 山内一也東京大学名誉教授は『グローブボックスライン方式は1次隔離も2次隔離も最高度のもので、操作性よりも安全性を優先させていることになります。一方、スーツ方式は1次隔離をレベル3 プラスアルファにして、安全性をわずかですが犠牲にする代わりに操作性を非常に高めています』【資料13の3頁】と指摘している。武蔵村山のBSL4施設でもグローブボックス方式を選択している。この理由を『日本のような地震国で最大限の耐震性を確保するためには、部屋全体でウイルスを封じ込めるスーツ方式よりもステンレス製のキャビネット内に封じ込めるグローブボックス型が最大限の安全が確保できると考え、操作性よりも安全性を優先させたから』と指摘している【資料13の4頁】。

ところが、長崎大学は安全性よりも操作性を優先してスーツ方式を採用しており、原告らが不安を増大させる一因ともなっている。

## 5 BSL4施設からウイルスが漏れた事例と得るべき教訓

- (1) オーストラリアにおけるBSL4施設からのウイルス流出事故【甲88】だけでなく、ロシアでの炭疽菌流出事故【甲90の75ページ】によりスペルドロフスク(現エカテリンブルク)周辺に住む80人以上が病気になり68人以上が死亡した事故を考えれば、病原体が外部へ漏れた場合の被害が明らかとなる。
- (2) ロシアでは2019年にも天然痘ウイルスを保有するBSL4施設がガスボンベの爆発により火災を発生している【甲93】。
- (3) 未だに流行している新型コロナウイルス感染症についても、武漢のBSL4施設が発生源である可能性を払拭できていない。しかも、同施設は人口が密集した市街地にあり、立地場所が大きな誤りであった可能性が高い。
- (4) 上記の事実から、①人間が介在すると実にあっさりウイルスが施設外に流出する可能性があること、②一般的に施設からの公表は大幅に遅れる傾向があること、③公表の遅れは対策の遅れとなり、感染爆発の原因となること、④実験者がエアロゾルを浴びたことに常に気がつくとは限らず、吸い込みや針刺しなど気が付か

ないこともあり得ることという事実を拾い上げ、木須名誉教授は、「こういうことを考えれば、BSL4施設を市街地に作るべきではなく、実験施設と実験者を市民社会から隔離することが必須要件であることが分かる。」と結論づけている。

## 6 排気系統からウイルスが拡散する可能性について

- (1) スーツ方式を採用してしまったがゆえに、安全キャビネット内を陰圧にするために吸い出す空気には、エアロゾル化したウイルスが混じってしまう。この排気を二重のHEPAフィルターでウイルスを漉し取る方式を長崎大学は採用している。

しかし、WHOの指針【資料15の26-7頁】や感染症法(省令第31条の27)では、どんな状況であろうと排気を施設内に再還流させてはならないとしている。これはもちろん、二重のHEPAフィルターを以ってしても致死性のウイルスを100%漉し取ることとはできないからである。その排気は、周辺の住宅街へ流れていく。

- (2) 長崎大学は排気を毎時27,000立米と公表した。木須名誉教授は、厚さ1mの排気層として一方向に広がると仮定して、排気の最先端は1時間で27kmの地点に達すると計算している。
- (3) しかも、HEPAフィルターの捕集効率はカタログ値は99.97%である【甲86の237頁】が、フィルターに直径6mmの穴があいていてもこの捕集率試験には合格すること、測定点以外にピンホール等があってもそこからの漏れを捕捉できないというような事態も生じうること、江見氏の論文【甲87の249頁】をもとに計算をすると、捕集効率自体も99.92%程度にまで低下することを考えると、HEPAフィルターで直ちに安全性が保証されるものではない。
- (4) 特筆すべきなのがクリーンルーム等で使われるのはHEPAフィルターではなく、ULPA、PTFEといったより高性能のフィルターであることである【資料16の297頁】。ULPAフィルターは最大透過率径付近の粒子を99.999999%除去でき、それでありながら圧力損失はHEPAフィルターと同程度であるのに、これらを採用していない。
- (5) HEPAフィルターを二重にするというのは、不完全なものを二重にしたに過ぎず、ウイルスを完全に除去するものではない。

## 7 地震によってウイルスが拡散する可能性について

- (1) 2024年の元日、地震発生確率が大変低いとされていた地域で震度7という大地震が起こった。このことは、長崎でも地震が起こる可能性を裏付ける。

感染症法では、①感染者または感染疑いのある者がいた場所の消毒(感染症法第27条)、②病原体に汚染又は疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、移動の制限もしくは禁止、消毒、廃棄(第29条)、③病原体に汚染又は疑いがある死体の移動の制限、又は禁止、ならびに24時間以内の火葬または埋葬(第30条)等を定めているのも、危険性故である。

- (2) しかも、長崎大学は施設の建物において免震構造を採用してしまった。免震構造の弱点は、周期の長い(概ね1秒以上)波長をもつ長周期地震動に対する応答である。長周期地震動が生じるのは主に、断層が動く時と海洋型大型地震の場合である。断層起因の長周期地震動は熊本地震で初めて認識された【甲74の2頁】。よって、断層が間近にある場合は免震構造の耐震設計において長周期地震動を想定することが重要となる。

一方、長崎市内には小江原断層が本件建物の1kmの位置まで迫っていることが確認されているが、本件建物では小江原断層は一切考慮されていないことがわかっている。従って、①長周期地震動が本件建物を襲い、②BSL4実験室の入居する建物が免震層上部で大きく揺らされ、③建物が擁壁に数回激しく衝突し、④建物が壊れてウイルスが飛び出し、⑤大震災と致死性の病原体感染の複合的被害に曝されることが想定される。

- (3) 大地震によりBSL4施設の建物が大きな被害を受けた場合、ウイルスによる汚染地帯ががれきの中に出現する。また、緩んだ配管やダクトの隙間からゴキブリやネズミなどの昆虫・害虫が出入りして、ウイルスが市中に拡散することが考えられる。

- (4) 小江原断層が活断層ではないことは証明されていないこと、熊本地震と同様な長周期地震動が発生する可能性があること、熊本地震で得られた変位応答スペクトルから、熊本地震の数分の一の強さで本件建物の設計許容変位を超えるお

それがあることについては島村鑑定書【甲68】が示す通りである。

(5) 仮に熊本地震と同じく内陸直下型の地震(震度6弱, マグニチュード5.7)が長崎市を襲った場合, 本件施設も基礎地盤と免震層より下の建物基礎部が一体となって一瞬のうちに1mを超える永久変位を生じる可能性がある【甲72の51頁と図2】。これでは建物基礎の上に載る建物本体部分は, 免震層を装着した基礎部の擁壁との隙間が設計上70cmしかないため, 激しい衝突を数回繰り返す可能性がある。

(6) この場合, 地盤からつながっているガス, 水道, 排水管などの重要なパイプ類がほとんど断裂する可能性があり, ウイルス拡散の二次的原因となりうる。そして, 上記地震の影響で, 陰圧実験室は擁壁に衝突した衝撃で破壊され, 安全キャビネットは大きく移動し, HEPAフィルターは外れ, 停電で排気のモーターもストップする可能性がある。

(7) 震度5強, マグニチュードは5.5という比較的小規模の地震を想定した場合でさえも, 建物が免震層擁壁に衝突せずとも免震層上部建物が設計許容範囲を超えてしまうことがあり得る。このような事態はやはり危険であって, 重要なパイプ類のわずかな損傷によってもウイルス拡散の二次的原因となりうる。

また, 免震構造の建物自体の破壊を免れたとしても, 室内備品の内部に収納されていた機器類や液体容器類は, 建物本体の激しい往復振動のために散乱する可能性がある。(室内備品は倒れなくとも, その中の棚に置かれた薬品などの入ったビン類等は慣性の法則によって倒れ, 中身がこぼれ出る可能性は免震構造であっても消滅しない。)

(8) 本件BSL4施設の耐震強度において, 長崎大学が誤って『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準【資料22】』(「総合基準と略記」)を目標としていることが明らかとなっている。しかし, 感染症法(省令第31条の27の第3項)はBSL4施設にだけは建設省告示第2379号の耐震基準を課している。したがって, 現状ではBSL4施設としての耐震安全性が不十分である可能性を裏付けている。

(9) 以上のように, 耐震安全性が不十分であることから, 木須名誉教授は大地震時において致死的ウイルスが漏れ出す恐れが強いことは十分に想定でき, そうなる

と、大震災と致死的感染症の複合的大災害を原告らが被る過酷な事態に至る可能性まで指摘している。

## 第5 求釈明事項

- 1 長崎大学への各指定は、概ねいつ頃を予定しているのか。
- 2 長崎大学に提出を求めたものは何か、今後、長崎大学へ提出を求める予定のものは何か。
- 3 現時点において、長崎大学を指定していないのは何かが欠けているためか、あるいは別の理由か。
- 4 被告は、長崎大学からの『書類提出』がないから、本件各指定処分の審査ができない旨の主張を繰り返している。しかし、申請を要しない処分において被告の主張の位置づけが不明確であるが、被告は、長崎大学からの『書類提出』後、どのようなプロセスやスケジュールを想定しているか。

別紙

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/1042.pdf>より引用

施設の位置、構造及び設備の技術上の基準一覧(法第58条の24関係)

| 対象病原体等                | 一種病原体等                     |                       | 二種病原体等        |                       | 三種病原体等        |                       | 四種病原体等        |  |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|--|
|                       | A                          | B                     | C             | D                     | E             | F                     | G             |  |
| 位置(地蔵れ、浸水)            | ○                          | ○                     | ○             | ○                     | ○             | ○                     | ○             |  |
| 耐火構造又は不燃材料<br>(建築基準法) | ○                          | ○                     | ○             | ○                     | ○             | ○                     | ○             |  |
| 耐震構造                  | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 管理区域(例)               | 実験室・前室、シャワー室、脱衣室・排水設備、監視室等 | 実験室・前室(検除<)、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、保管庫、滅菌設備等 | 実験室・前室(検除<)、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、保管庫、滅菌設備等 | 実験室・前室(検除<)、保管庫、滅菌設備等 | 実験室、保管庫、滅菌設備等 |  |
| 補助設備                  | ○(汚濁処理等)                   | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 管理区域の監視室              | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 侵入防止の施設               | きく等                        | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 実験室まで通行制限             | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 保管施設(庫)               | 実験室内                       | 実験室内・管理区域内            | 実験室内・管理区域内    | 実験室内・管理区域内            | 実験室内・管理区域内    | 管理区域内                 | 管理区域内         |  |
| 施設等の設備・器具             | ○※2                        | ○                     | ○             | ○                     | ○             | ○                     | ○             |  |
| 通行制限等措置               | —                          | ○                     | ○             | ○                     | ○             | —                     | —             |  |
| 実験室                   | 実験室                        | 実験室                   |               |                       |               |                       |               |  |
| 鍵                     | ○(3重以上)                    | ○                     | ○             | ○                     | ○             | ○                     | ○             |  |
| 専用の前室                 | ○                          | ○(検除<)                | —             | ○(検除<)                | —             | ○(検除<)                | —             |  |
| シャワー室                 | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| インターロック               | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| インターロック又は準ずる二重扉       | —                          | ○(検除<)                | —             | ○(検除<)                | —             | ○(検除<)                | —             |  |
| 実験室内                  | 実験室                        | 実験室                   |               |                       |               |                       |               |  |
| 壁・床・天井等の耐水・気密、消毒      | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 壁・床等の消毒               | —                          | ○                     | ○             | ○                     | ○             | ○                     | ○             |  |
| 通気又は警報装置              | ○                          | ○                     | —             | ○                     | —             | ○                     | —             |  |
| 窓等措置                  | ○                          | ○(脱、検除<)              | —             | ○(脱、検除<)              | —             | ○(脱、検除<)              | —             |  |
| 監視カメラ等                | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 安全キャビネット※1            | ○(高度:クラスⅢ)<br>※クラスⅢ以上      | ○(クラスⅢ以上)             | —             | ○(クラスⅢ以上)             | —             | ○(クラスⅢ以上)             | —             |  |
| 給気設備                  | 専用(鍵)<br>※防護服への給気          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| HEPA                  | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 稼働状況確認の装置             | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 排気設備                  | 専用(鍵)                      | ○※3                   | —             | ○※3                   | —             | ○※3                   | —             |  |
| HEPA                  | ○(2重以上)                    | ○(1以上)                | —             | ○(1以上)(検除<)           | —             | ○(1以上)(検除<)           | —             |  |
| 再循環防止の措置              | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 委任管理できる構造             | ○                          | ○(脱、検除<)              | —             | ○(脱、検除<)              | —             | ○(脱、検除<)              | —             |  |
| 稼働状況確認の装置             | ○                          | ○                     | —             | ○(検除<)                | —             | ○(検除<)                | —             |  |
| 排水設備                  | 専用(鍵)<br>高圧蒸気滅菌装置及び薬液装置    | ○                     | —             | ○                     | —             | ○                     | —             |  |
| 稼働状況確認の装置             | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |
| 感染動物の飼育設備             | 実験室内                       | 実験室内                  | 実験室内※4        | 実験室内                  | 実験室内          | 実験室内                  | 実験室内※4        |  |
| 滅菌設備                  | 実験室内外に置かれた高圧蒸気滅菌装置         | 実験室内又は取扱施設内(検除<)      | 実験室内又は取扱施設内   | 実験室内又は取扱施設内(検除<)      | 実験室内又は取扱施設内   | 実験室内又は取扱施設内(検除<)      | 実験室内又は取扱施設内   |  |
| 維持管理                  | 点検・基準維持                    | 年1回以上                 | 年1回以上         | 年1回以上                 | 年1回以上         | 定期的                   | 定期的           |  |
| HEPA交換時滅菌             | ○                          | —                     | —             | —                     | —             | —                     | —             |  |

※: 高圧蒸気滅菌の場合

[実: 実験室、製: 製造施設、検: 検査室]

製造施設、検査室の場合は、実験室を読み替える。

○製造施設のうち厚生大臣が指定する施設を指定製造施設として一部適用除外。

注釈) ※1: 製造施設においては「特定病原体等を拡散させないための措置が講じられていること」に読み替える。(一種病原体等を除く。)

※2: すでに実験室内に入室するのに3重の鍵あり。

※3: 高度安全キャビネットの場合は適用外。

※4: 畜舎の使用を1ヶ所動機は適用外。